

届出内容事前チェックシート

No.	項目	チェック内容	届出者	市
1	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工場 → 別途提出書類あり <input type="checkbox"/> 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 → 別途提出書類あり <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 店舗（単独敷地） → 別途提出書類あり <input type="checkbox"/> 店舗（工場と同一または隣接敷地） → 別途提出書類あり <input type="checkbox"/> 事務所（上記と関連があり同一または隣接敷地） <input type="checkbox"/> 事務所（単独敷地） → 別途提出書類あり <input type="checkbox"/> 寄宿舍及び共同住宅 （当該地区計画区域内で従事する者のみが居住） → 別途提出書類あり <input type="checkbox"/> 路線バスの停留所の上家 <input type="checkbox"/> 上記の建築物に付属するもの <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 （当該工場において生じた廃棄物のみを処理） → 別途提出書類あり 	適・否	<input type="checkbox"/>
2	容積率の最高限度	<p>建築物の延べ面積：（ ）㎡…①</p> <p>容積率算定の根拠となる対象延べ面積：（ ）㎡…②</p> <p>敷地面積：（ ）㎡…③</p> <p>容積率：②/③ × 100 =（ ）% ≤ 200%</p>	適・否	<input type="checkbox"/>
3	建ぺい率の最高限度	<p>建築面積：（ ）㎡…④</p> <p>容積率：④/③ × 100 =（ ）% ≤ 60%</p>	適・否	<input type="checkbox"/>
4	建築物の高さ制限	最高高さ（ ）m ※15m以下	適・否	<input type="checkbox"/>
5	形態又は意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 良好な周辺景観との調和・全体としてのバランス <input type="checkbox"/> 公共に面する部分は歩行者等に圧迫・威圧感がない <input type="checkbox"/> 点滅する光源の設置は避ける <input type="checkbox"/> 建築物の屋根、外壁等の色彩（自然系地域） <input type="checkbox"/> 反射光のある素材を使用する場合は位置等に配慮 	適・否	<input type="checkbox"/>
6	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設置する場合は、生け垣または透視可能なネット、鉄柵又はフェンスとする。</p> <p>道路境界との間に幅50センチメートル以上の植栽帯を設けている</p>	適・否	<input type="checkbox"/>
7	土地利用	樹木等による緑化については東側に近接する住宅地に配慮した配置とし、郷土種を用い周辺景観との調和を図る	適・否	<input type="checkbox"/>

建築基準法別表第2（る）項第1号について

以下の事業内容に該当する場合は○印を、該当しない場合は×印をご記入ください。

事業内容		記入欄
(1)	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造	
(2)	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）	
(3)	マッチの製造	
(4)	ニトロセルロース製品の製造	
(5)	ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造	
(6)	合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）	
(7)	引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造	
(8)	乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造	
(9)	木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）	
(10)	石炭ガス類又はコークスの製造	
(11)	可燃性ガスの製造（政令で定めるものを除く。）	
(12)	圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）	
(13)	塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐（りん）酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼（そう）鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒（ひ）素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はゲアヤコールの製造	
(14)	たんぱく質の加水分解による製品の製造	
(15)	油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）	
(16)	ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造	
(17)	肥料の製造	
(18)	製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造	
(19)	製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製	
(20)	アスファルトの精製	
(21)	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜（りゆう）産物又はその残りかすを原料とする製造	
(22)	セメント、石膏（こう）、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	
(23)	金属の溶融又は精練（容量の合計が五十リットルを超えないつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）	

事業内容		記入欄
(24)	炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎	
(25)	金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びよう打作業又は孔(あな)埋作業を伴うもの	
(26)	鉄釘類又は鋼球の製造	
(27)	伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの	
(28)	鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造	
(29)	動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造	
(30)	石綿を含有する製品の製造又は粉碎	

上表の(5),(11),(12),(16),(28),(30)に該当する場合、以下もご記入ください。

事業内容		記入欄
(5)	銅アンモニアレーヨンの製造のうち、液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が三十パーセントを超えるアンモニア水を用いないもの	
(11)	アセチレンガスの製造	
	ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業又は同条第九項に規定するガス製造事業として行われる可燃性ガスの製造	
(12)	内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの	
	燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮水素に係るものであつて、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの	
(16)	合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるもの	
(28)	スエーピングマシン又はロールを用いるもの	
(30)	集じん装置の使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認めて定める方法により行われるもの	

建築基準法別表第2（る）項第2号について

以下の事業内容に該当する場合は数量を、該当しない場合は×印をご記入ください。

危険物		記入欄	
(1)	火薬類（玩具煙火を除く。）	火薬	
		爆薬	
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管	
		銃用雷管	
		実包及び空包	
		信管及び火管	
		導爆線	
		導火線	
		電気導火線	
		信号炎管、信号火箭及び煙火	
		その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	
(2)	マッチ		
	圧縮ガス		
	液化ガス		
	可燃性ガス		
(3)	第一石油類	非水溶性液体	
		水溶性液体	
	第二石油類	非水溶性液体	
		水溶性液体	
	第三石油類	非水溶性液体	
		水溶性液体	
第四石油類			
(4)	(1)～(3)までに掲げる危険物以外のもの		

可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した数値とする。

建築物等の用途の制限について（4,6,7,10号に該当する場合）

以下について該当の場合は○印を、該当しない場合は×印をご記入ください。

また、該当する場合は必要事項をご記入ください。

号	用途	内 容	記 入 欄
4	店 舗	当該地区計画区域内の工場で生産された製造品の販売を主たる目的とする。	
		該当の場合は、販売する製造品および店舗の床面積をご記入ください。	製造品（ 床面積（ m ² ）
6	事 務 所	当該地区計画区域内の工場等で構成される組合事務所である。	
		該当の場合は、組合の構成（工場等）をご記入ください。	
7	寄 宿 舎 及 び 共同住宅	当該地区計画区域内で従事する者のみが居住する。	
		該当の場合は、契約書案があれば添付してください。	
		完成後に契約書（条文のみ）の提出をお願いします。	
10	廃 棄 物 処理施設	当該工場において生じた廃棄物のみを処理する。	